

公立大学法人横浜市立大学職員の 60 歳に達した管理職の降任に係る
特例に関する要綱

制 定 令和 6 年 4 月 1 日
最近改正 令和 6 年 8 月 15 日

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人横浜市立大学職員就業規則第15条の2第3項及び公立大学法人横浜市立大学職員賃金規程（以下「賃金規程」という。）第33条の規定により、60歳に達した管理職の降任について、必要な事項を定めることを目的とする。

(60 歳に達した管理職を降任させない場合)

第2条 理事長は、次に掲げる事由があると認めるときは、60歳に達した管理職を降任させずに勤務させることができる。

- (1) 職員の年齢別構成等により欠員を容易に補充できない特別の事情がある場合。
 - (2) 当該職務を担当する者の高度の知識、技能又は経験を必要とし、当該職員の他の職への降任等により業務の運営に著しい支障が生ずる場合。
- 2 前項の規定により60歳に達した管理職を降任させない場合の給料月額は、賃金規程附則第2項を適用する。

附 則

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 8 月 15 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。